

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1.企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

① 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、内外需の停滞による景況感の悪化はあったものの、公共投資は減少傾向ながら高水準を維持し、企業の設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が継続しました。また、海外では、米国や欧州においては、緩やかながら景気回復が継続したものの、中国や東南アジアにおいては、景気減速が継続し、全体感としては先行きが不透明な状況が継続しました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、鋼材の販売数量は、造船向けの需要が堅調に推移したものの、自動車向けの需要が減少したことなどから、前期並となりました。アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材の需要が堅調に推移したことなどから、前期を上回りました。銅圧延品の販売数量は、銅板条において半導体向けの需要が減少したことなどから、前期を下回りました。油圧シヨベルの販売台数は、景気減速の影響が大きい中国や東南アジアにおいて需要が大幅に減少したことなどから、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、主原料価格の値下がり等により鋼材販売価格が下落した影響もあり、前期に比べ640億円減収の1兆8,228億円となり、営業利益は、前期に比べ510億円減益の684億円となりました。経常利益は、上記に加え、中国の建設機械事業において貸倒引当金を計上したことなどから、前期に比べ727億円減益の289億円となりました。また、主に、中国における建設機械分野の急速な事業環境悪化に伴い、投資有価証券評価損や保証債務の損失引当などについて関係会社事業損失を計上するなど、特別損益は395億円の損失となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べ1,081億円減益の215億円の損失となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要などを総合的に勘案して決定することとしております。これに基づき、当期の配当につきましては、中間配当として1株につき2円を実施いたしました。期末配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純損益が大幅な赤字となったことや、今後も不透明な経営環境が続くと予想されること、そのような中、成長に向けた戦略投資が必要なことなどを総合的に考慮し、見送ることとさせていただきます。事情をご賢察のうえ、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当社グループの事業別の事業の経過およびその成果は以下のとおりであります。

【鉄鋼事業部門】

鋼材の販売数量は、造船向けの需要が堅調に推移したものの、国内新車販売で前年割れが続いたことなどから、前期並となりました。また、販売価格は、主原料価格が値下がりした影響や海外市況の低迷などから、前期を下回りました。

鍛造鋼品の売上高は、国内造船向けの需要が堅調に推移したことなどから、前期を上回りました。また、チタン製品の売上高は、航空機向け数量増加等により、前期を上回りました。電力卸供給については、発電能力140万kWの発電所にて電力供給を行っており、安定操業を継続いたしました。

この結果、当期の売上高は、前期比6.9%減の7,425億円となり、経常利益は、国内外の自動車向け需要減少に伴う品種構成の変化があったこと、主原料価格の大幅な下落に伴い、在庫評価影響が悪化したことや原料権益投資において評価損を計上したことなどから、前期に比べ251億円減益の36億円となりました。

【溶接事業部門】

溶接材料の販売数量は、国内では、造船向けの需要は堅調に推移した一方、建築向けの需要回復に遅れが生じていること、海外では、景気減速や原油安の影響により、中国や東南アジア、米国において需要が減少したことから、前期を下回りました。一方、溶接システムの売上高については、引き続き需要が堅調に推移したことから、前期を上回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比2.4%減の922億円となり、経常利益は、前期に比べ21億円減益の81億円となりました。

【アルミ・銅事業部門】

アルミ圧延品の販売数量は、飲料用缶材の需要が堅調に推移したことや、輸出を中心に自動車向けの拡販に取り組んだことなどから、前期を上回りました。アルミ鋳鍛造品の売上高は、米国における自動車向けの需要が堅調に推移したことなどから、前期を上回りました。

銅圧延品の販売数量は、銅板条において半導体向けの需要が減少したことなどから、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比4.4%増の3,454億円となりましたが、経常利益は、在庫評価影響の悪化もあり、前期並の151億円となりました。

【機械事業部門】

当期の受注高は、圧縮機は石油精製向けなどで減少したものの、産業機械は石油化学向けで大型樹脂機械案件を受注したことなどから、前期並の1,404億円となり、当期末の受注残高は、1,338億円となりました。

また、当期の売上高は、前期並の1,590億円となりましたが、経常利益は、競争激化による採算低下などから、前期に比べ36億円減益の67億円となりました。

【エンジニアリング事業部門】

当期の受注高は、アルジェリアにおいて大型還元鉄プラント案件を受注したことなどから、前期比100.2%増の506億円となり、当期末の受注残高は、768億円となりました。

また、当期の売上高は、前期並の487億円となり、経常利益は、前期に比べ2億円増益の10億円となりました。

【神鋼環境ソリューション】

当期の受注高は、廃棄物処理関連事業で複数の大型案件を受注したことなどにより、前期比12.4%増の785億円となり、当期末の受注残高は、445億円となりました。

また、当期の売上高は、廃棄物処理関連事業での既受注大型案件の工事進捗などにより、前期比21.8%増の830億円となり、経常利益は、前期に比べ6億円増益の36億円となりました。

【コベルコ建機】

油圧ショベルの販売台数は、国内においては更新需要が一巡していることに加え、海外においても、景気減速の影響が大きい中国や東南アジアにおいて需要が大幅に減少したことから、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比12.6%減の2,717億円となり、経常損益は、需要減退による販売台数の減少に加えて、事業環境の急速な悪化を背景に、主に中国における売掛金について多額の貸倒引当金を計上したことなどから、前期に比べ355億円減益の144億円の損失となりました。

【コベルコクレーン】

クローラクレーンの販売台数は、国内においては需要が堅調に推移しましたが、景気減速の影響が大きい東南アジアにおいては需要が減少したことなどから、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比2.4%増の727億円となりましたが、経常利益は、製品の品質維持・改善のための費用の増加により、前期に比べ27億円減益の24億円となりました。

【その他】

神鋼不動産株式会社においては、賃貸事業は堅調に推移したものの、分譲事業においては引渡戸数が減少しました。

株式会社コベルコ科研においては、試験研究事業において自動車関連の需要が堅調に推移しました。

以上の状況から、その他の事業全体の当期の売上高は、前期比2.0%減の745億円となりましたが、経常利益は、前期に比べ2億円増益の73億円となりました。

② 対処すべき課題

(i) 「2013～2015年度グループ中期経営計画」の振り返り

当社グループは平成22年4月に、中長期経営ビジョンである「KOBELCO VISION“G”」を策定し、海外への積極的な事業展開や、当社グループならではの製品やサービスの創出に取り組んでまいりました。

平成25年5月には「KOBELCO VISION“G”」の第2期間として「2013～2015年度グループ中期経営計画」を策定し、経営基盤の再構築として、鉄鋼事業を中心とした収益力強化、ならびに財務体質の改善に取り組むとともに、将来に向けた収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石として、「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的拡大」、「電力供給事業の拡大」などを推進してまいりました。

経営基盤の再構築	
鉄鋼事業の収益力強化	設備投資効果、生産現場レベルでのコスト削減、原料コスト改善などで平成27年度に420億円（平成24年度比）の収益改善を実施
財務体質の改善	資産売却、たな卸資産の削減、債権流動化の推進などで1,800億円（平成25～27年度累計）のキャッシュ創出
収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石	
鋼材事業の構造改革	鋼材事業のさらなる競争力強化に向けて上工程設備の加古川製鉄所への集約を決定、スケジュール通りに推進
成長分野・地域での素材系事業の新規投資	・中国に自動車冷延ハイテン鋼板の製造・販売合弁会社設立 ・タイに特殊鋼線材の製造・販売合弁会社設立 ・中国に自動車パネル用アルミ板の製造・販売会社設立 ・米国で自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の生産能力増強実施
機械系事業の戦略的拡大	・北米に建設機械工場（油圧ショベル）を建設 ・回転機工場の設備増強（大型ターボ圧縮機用試運転棟建設）を決定、推進 ・水素ステーション総合テストセンターの新設 ・圧縮機の営業拠点をグローバルに拡充（ブラジル・インド・タイ）
電力供給事業の拡大	栃木県真岡市、神戸製鉄所の高炉跡地において新規発電所の建設推進

業績においては、平成25年度は連結経常利益850億円、平成26年度は1,016億円と計画を上回る収益を達成し、財務規律の指標となるD/Eレシオ（負債資本倍率）も平成24年度末の1.75倍から平成26年度末には0.88倍まで改善いたしました。しかしながら、当該中期経営計画期間の最終年度となる当期においては、中国、新興国経済の減速が想定を上回ったことなどから、大幅な減益を余儀なくされ、さらなる収益力の強化が必要と認識しております。

(ii) 「2016～2020年度グループ中期経営計画」

足下の当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては緩やかながら景気回復が期待されるものの、海外においては中国、新興国経済の減速長期化などが懸念され、先行きの不透明感は拭えない状況にあります。

このような中、当社グループは、平成28年4月に「2016～2020年度グループ中期経営計画」を策定し、素材系事業・機械系事業・電力事業の3本柱による成長戦略を一層深化させ、盤石な事業体を確立させる新たな中長期経営ビジョン「KOBELCO VISION “G+”（ジープラス）」への取組みをスタートいたしました。

輸送機の軽量化やエネルギー・インフラなど中長期的に伸張する成長分野に経営資源を集中し、当社グループ独自の付加価値をさらに高め、競争優位性を発揮していくことで、事業を拡大・発展させるとともに、社会への貢献を目指してまいります。

2016～2020年度グループ中期経営計画 基本方針		
1) 3本柱の事業成長戦略	素材系事業	輸送機軽量化への取組み 鉄鋼事業の収益力強化
	機械系事業	エネルギー・インフラ分野への取組み 建設機械事業の収益力強化
	電力事業	安定収益化への取組み
2) 経営基盤の強化	i) コーポレートガバナンスの強化 ii) 人材確保・育成 iii) 技術開発力・ものづくり力の向上	
3) 財務戦略	財務規律の維持とキャッシュ対策の実施	
2020年度達成目標		
◆ROA（経常損益/総資産）：5%以上		
◆D/Eレシオ（有利子負債/自己資本）：1倍以下を堅持		

1) 3本柱の事業成長戦略

【素材系事業】

<輸送機軽量化への取組み>

自動車分野では、燃費・CO₂排出規制が強化されていく一方で、安全性向上への対応も求められており、自動車軽量化のニーズは今後ますます加速していくものと想定されます。軽量化素材としては高強度鋼板であるハイテン鋼板のほか、アルミ、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）などがあり、当社はこれらの中でも軽量化効果とコストのバランスに優れたハイテン鋼板・アルミ製品（板、押出材および鍛造材）の競争力強化を推進してまいります。加えて、マルチマテリアル化（※）を実現する当社独自のソリューション技術（異種金属接合技術等）を武器として、グローバル市場におけるシェアを拡大し、自動車分野における成長を確固たるものとしてまいります。

※必要な強度などを確保しつつ軽量化と最適コストを実現すべく、ハイテン鋼板、アルミ板および押出材などを、それぞれが持つ優れた特性を活かしながら適材適所に併用すること。

また、運航機数の拡大が見込まれる航空機分野では、当社が保有するチタン・アルミ・マグネシウムなどの素材事業において、上工程（溶解、鑄造/鍛造）を強化するとともに、研究開発を推進して下工程（機械加工、表面処理、塗装）への参入・拡大を目指します。

現在、一部の航空機部品において、世界的なサプライチェーンが非常に複雑になっていること、アジア圏においては、大型の航空機部品のサプライヤーが不足していることを踏まえ、上～下工程一貫完結型というユーザーニーズの高いシンプルなサプライチェーンを構築することで、特に成長が見込まれるアジア圏で存在感のあるサプライヤーを目指します。

<鉄鋼事業の収益力強化>

平成29年度に加古川製鉄所への上工程集約を完遂し、稼働率の向上と固定費削減などによるコスト低減（+150億円/年）を確実に実現するとともに、設備投資や生産現場でのコスト削減など追加の収益改善策（+300億円/年）を実行、輸送機分野での成長との両輪で収益の底上げを図ります。

【機械系事業】

<エネルギー・インフラ分野への取組み>

圧縮機事業の拡大に向けて、非汎用圧縮機事業において、世界最大級の試運転設備を平成29年4月に立ち上げ、高いユーザーニーズを取り込むべく、アジア圏に供給元がなく、製鉄所など各種工場で使用される大型ターボ圧縮機市場への参入を図ります。また、グローバル展開や商品競争力強化、生産基盤強化

(生産拠点の集約による生産効率向上、リードタイム短縮)により汎用圧縮機事業を拡大し、アジアにおけるトップグループの地位確立を目指します。

また、水素関連ビジネスについて、水素ステーション総合テストセンターの新設や、再生可能エネルギーを利用した水素ステーションの実証試験などを通じて差別化技術を確立することで、国内外市場での競争力を強化し、水素ステーション向けユニットなどの拡販を目指します。

<建設機械事業の収益力強化>

中国油圧ショベル事業では、2カ所の生産拠点について、需要に応じた生産能力の見直しと、日本・米国・東南アジア向け本体/部品供給基地としての活用(クロスソーシング)を推進するなど、収益力強化に向けた構造改革を断行し、事業の再構築を行ないます。また、本年4月に北米ショベル工場を稼働させるとともに、再参入した欧米・需要伸張が見込まれるインドでの拡販等も実行してまいります。さらに、コベルコ建機株式会社とコベルコクレーン株式会社の経営統合(本年4月)により、強靱な事業基盤を確立し、油圧ショベルとクローラクレーンで、グローバル市場で存在感のある企業を目指します。

【電力事業】

既設の神戸発電所の安定操業を継続するとともに、意思決定済みの真岡・神戸の2つの新規発電プロジェクトを着実に推進し、平成34年度で約395万kWの発電規模を達成、安定収益基盤の確立を図ります。

		発電規模	供給先	備考
既設	神戸	140万kW	関西電力株式会社へ全量供給	操業中
新設	真岡	124.8万kW	東京瓦斯株式会社へ全量供給	平成31年度稼働予定
新設	神戸	130万kW	関西電力株式会社へ全量供給	平成34年度稼働予定
合計		約395万kW		

なお、こうした事業計画の推進にあわせて、本年4月1日付で電力事業部門を新設したほか、建設機械事業の競争力強化のため、コベルコ建機株式会社とコベルコクレーン株式会社を経営統合いたしました。加えて、エンジニアリングビジネスのより一層の連携と収益力強化のため、株式会社神鋼環境ソリューションをエンジニアリングセグメントに含めることといたしました。

これらを踏まえ、次期より報告セグメントを「鉄鋼」、「溶接」、「アルミ・銅」、「機械」、「エンジニアリング」、「建設機械」および「電力」の7セグメントに変更いたします。

2) 経営基盤の強化

i) コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し(新たにコベルコ建機株式会社取締役社長を委嘱業務とする取締役を指名)、独立社外取締役会議の新設などによるコーポレートガバナンス体制の強化を図ります。

ii) 人材確保・育成

ダイバーシティの推進や働き方変革を通じて、安全で働きやすい職場作りに注力し、当社グループの成長を牽引する人材の確保・育成を図ります。

iii) 技術開発力・ものづくり力の向上

主力製品の競争力強化のための差別化技術や、自動車、航空機、エネルギー・インフラ分野で顧客価値を実現する製品・プロセスの創出に取り組みます。また、品質力や現場力の強化、IoTなどのデータ活用により、生産基盤強化とものづくり力の底上げを図ります。

3) 財務戦略

今中期経営計画における素材系・機械系事業の成長に向けた戦略投資、事業基盤を支える定常投資は、営業キャッシュフローにて賄うことを基本方針とします。また、事業環境の変化によるキャッシュフロー悪化

時にも、財務規律を維持しながら着実に輸送機軽量化など重点分野への投資を実施すべく、最大1,000億円をターゲットに資産売却、運転資金改善、投資の厳選といったキャッシュ対策を講じてまいります。

当社グループは、安全・コンプライアンスの徹底、社会との共生なくしてはこれらの事業計画の推進と達成はなしえないものと認識しております。当社グループ一体となって、安全・コンプライアンスに対する感度をさらに高めるとともに、森林保全活動への参画や、体験型学習施設の運営、「KOBELCO 森の童話大賞」など内外の様々な活動にも併せて取り組みながら、「素材系事業」、「機械系事業」および「電力事業」の3本柱による事業成長戦略とコーポレートガバナンスの強化など経営基盤の強化に向けた取組みを推進することで、盤石な事業体を確立し、中長期経営ビジョンの実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

③ 生産量、受注および事業別の売上高・経常利益の状況

(i) 生産量の状況

(単位：千トン)

区 分		第162期 (平成26年度)	第163期(当期) (平成27年度)
鉄 鋼 事 業 部 門	粗 鋼	7,549	7,543
ア ル ミ ・ 銅 事 業 部 門	ア ル ミ 圧 延 品	334	372
	銅 圧 延 品	141	133

(ii) 受注の状況

(単位：百万円)

区 分		第162期 (平成26年度)	第163期(当期) (平成27年度)
機 械 事 業 部 門	受 注 高	国 内	45,652
		海 外	95,704
		合 計	141,356
受 注 残 高	国 内	33,372	
	海 外	100,005	
	合 計	133,378	
エ ン ジ ン ア リ ン グ 事 業 部 門	受 注 高	国 内	18,929
		海 外	6,355
		合 計	25,284
受 注 残 高	国 内	46,577	
	海 外	21,694	
	合 計	68,271	
神 鋼 環 境 ソ リ ュ ー シ ョ ン	受 注 高	国 内	66,294
		海 外	3,636
		合 計	69,931
受 注 残 高	国 内	45,496	
	海 外	3,534	
	合 計	49,030	
			53,237
			87,228
			140,466
			37,713
			96,184
			133,897
			6,312
			44,308
			50,621
			39,038
			37,783
			76,821
			75,940
			2,633
			78,574
			41,462
			3,137
			44,599

(注) 受注高および受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。

(iii) 事業別の売上高・経常利益の状況

(単位：百万円)

区 分	第162期 (平成26年度)		第163期(当期) (平成27年度)	
	売上高	経常利益	売上高	経常利益
鉄 鋼 事 業 部 門	797,814	28,797	742,549	3,683
溶 接 事 業 部 門	94,483	10,266	92,252	8,128
アルミ・銅事業部門	330,838	15,183	345,463	15,121
機 械 事 業 部 門	159,136	10,400	159,002	6,763
エンジニアリング事業部門	49,063	785	48,750	1,073
神鋼環境ソリューション	68,133	3,004	83,005	3,624
コベルコ建機	311,008	21,012	271,775	△14,495
コベルコクレーン	71,120	5,168	72,799	2,446
そ の 他	76,062	7,075	74,528	7,356
調 整 額	△70,766	△7	△67,322	△4,775
合 計 (うち海外売上高)	1,886,894 (715,474)	101,688	1,822,805 (662,651)	28,927

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,099億円であります。

当期中に完成および当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

区 分	設 備 名
完 成	Kobelco Construction Machinery USA, Inc. 米国サウスカロライナ州 建設機械工場（コベルコ建機）
継 続 中	当社 加古川製鉄所・神戸製鉄所 上工程設備の加古川製鉄所への集約に伴う設備増強・物流設備他（鉄鋼事業部門） 当社 加古川製鉄所 第3高炉改修工事（鉄鋼事業部門） 神鋼汽車鋁材（天津）有限公司 中国天津市 自動車パネル材製造工場（アルミ・銅事業部門） Kobe Aluminum Automotive Products, LLC 米国ケンタッキー州 溶解鑄造ライン・鍛造プレス他増設（アルミ・銅事業部門） Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.（仮称） 米国 溶解炉、押出プレス、加工ライン他（アルミ・銅事業部門） 当社 高砂製作所 回転機工場設備増強（機械事業部門） 株式会社コベルコパワー真岡 栃木県真岡市 電力供給設備（全社） 当社 神戸製鉄所 電力供給設備（全社）

(3) 資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金および借入金返済等に充当するため、無担保社債を合計800億円発行いたしました。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第160期 (平成24年度)	第161期 (平成25年度)	第162期 (平成26年度)	第163期(当期) (平成27年度)
売上高(百万円)	1,685,529	1,824,698	1,886,894	1,822,805
営業利益(百万円)	11,234	114,548	119,460	68,445
経常利益(百万円)	△18,146	85,044	101,688	28,927
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	△26,976	70,191	86,549	△21,556
1株当たり当期純利益	△8円98銭	22円62銭	23円81銭	△5円93銭
総資産(百万円)	2,226,996	2,288,636	2,300,241	2,261,134
純資産(百万円)	569,922	734,679	851,785	745,492
1株当たり純資産	170円63銭	184円11銭	213円70銭	190円38銭

(注) 会社計算規則の改正に伴い、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第160期 (平成24年度)	第161期 (平成25年度)	第162期 (平成26年度)	第163期(当期) (平成27年度)
売上高(百万円)	933,879	993,743	1,028,146	979,085
営業利益(百万円)	△41,199	46,171	35,297	21,006
経常利益(百万円)	△21,992	58,355	46,600	26,690
当期純利益(百万円)	△6,882	56,660	52,321	△6,217
1株当たり当期純利益	△2円28銭	18円23銭	14円37銭	△1円70銭
総資産(百万円)	1,455,669	1,463,443	1,432,210	1,478,036
純資産(百万円)	380,046	511,758	556,645	514,575
1株当たり純資産	126円43銭	140円64銭	152円98銭	141円30銭

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、主として次に掲げる事業を行なっております。

区 分		主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
鉄鋼事業部門	条鋼鋼板鋼片	普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）
	加工製品・銑鉄他	鑄鍛鋼品（船用部品・電機部品・産業機械部品等）、チタンおよびチタン合金、鉄粉、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線
	電力卸供給	電力卸供給
溶接事業部門		溶接材料（各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス）、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業
アルミ・銅事業部門	アルミ圧延品	飲料缶用アルミ板、熱交換器用アルミ板、自動車用アルミ板、各種アルミ押出品、磁気ディスク用アルミ基板
	銅圧延品	半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム、復水管、空調用銅管
	アルミ鑄鍛造品他	アルミニウム合金およびマグネシウム合金鑄鍛造品（航空機用部品、自動車用部品等）、アルミ加工品（自動車用部品、建材、建設用仮設資材等）
機械事業部門		エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント（製鉄圧延、非鉄等）、各種内燃機関
エンジニアリング事業部門		製鉄プラント（還元鉄）、各種プラント（ペレタイジング、石油化学等）、原子力関連プラント、砂防・防災製品、土木工事、新交通システム
神鋼環境ソリューション		水処理プラント、廃棄物処理プラント、化学・食品関連機器
コベルコ建機		油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ
コベルコクレーン		クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船
その他の		不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理、特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高压ガス容器製造業、超電導製品、有料老人ホームの運営、総合商社

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

本	社	神戸(本店)、東京	
支	社	大阪、名古屋	
支	店	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、新潟(新潟市)、北陸(富山市)、 四国(高松市)、中国(広島市)、九州(福岡市)、沖縄(那覇市)	
海	外	ニューヨーク、シンガポール、上海	
研	究	所	神戸(神戸市)
工 場	鉄	鋼	加古川(兵庫県)、神戸(神戸市)、高砂(兵庫県)
	溶	接	藤沢(神奈川県)、茨木(大阪府)、西条(広島県)、福知山(京都府)
	アルミ	銅	真岡(栃木県)、長府(山口県)、大安(三重県)
	機 工 ニ ア リ ン グ	械 工	高砂(兵庫県)、播磨(兵庫県)

(注) 1. 「海外」には、現地法人を含めております。

(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、後記(7)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

(7) 重要な子会社等の状況
(子会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
日本高周波鋼業株式会社〔東京都〕	15,669百万円	51.85	特殊鋼鋼材の製造、販売
神鋼特殊鋼管株式会社〔山口県下関市〕	4,250百万円	100.00	ステンレス鋼管・精密鋼管の製造、販売
神鋼建材工業株式会社〔兵庫県尼崎市〕	3,500百万円	96.80	土木・建築用製品の製造、販売
神鋼神戸発電株式会社〔神戸市〕	3,000百万円	100.00	電力卸供給
神鋼物流株式会社〔神戸市〕	2,479百万円	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
神鋼ボルト株式会社〔千葉県市川市〕	465百万円	100.00	建築・橋梁用等各種ボルトの製造、販売
堺鋼板工業株式会社〔大阪府堺市〕	320百万円	80.00	薄鋼板の剪断加工、販売
株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス〔神戸市〕	150百万円	100.00	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管および保全工事
エヌアイエル株式会社〔大阪市〕	44百万円	100.00	溶接材料および溶接関連機器の販売
青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕	211,526千元	90.00	溶接材料の製造、販売
Kobe Welding of Korea Co., Ltd.〔韓国〕	5,914百万ウォン	91.06	溶接材料の製造、販売
株式会社コバルコ マテリアル銅管〔東京都〕	6,000百万円	55.00	空調用銅管、建築・給湯用銅管等の製造、販売

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
神鋼汽車鋁材(天津)有限公司〔中国〕※1	454,000千元	100.00	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
神鋼汽車鋁部件(蘇州)有限公司〔中国〕	239,681千元	60.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobe Aluminum Automotive Products, LLC〔米国〕※1	24,000千米ドル	60.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobe Precision Technology Sdn. Bhd.〔マレーシア〕	19,000千マレーシアリンギット	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
コベルコ・コンプレッサ株式会社〔東京都〕	450百万円	100.00	空気圧縮機・冷凍機の販売、サービス
神鋼造機株式会社〔岐阜県大垣市〕※1	388百万円	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司〔中国〕	87,796千元	100.00	圧縮機および関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス
Kobelco Compressors America, Inc.〔米国〕※1	5.8千米ドル	100.00	プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売
Midrex Technologies, Inc.〔米国〕※1	1千米ドル	100.00	還元鉄プラントの設計・製作・建設
株式会社神鋼環境ソリューション〔神戸市〕※1※2	6,020百万円	79.99	各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検
神鋼環境メンテナンス株式会社〔神戸市〕※1	80百万円	100.00	水処理施設および廃棄物処理施設の運転等
コベルコ建機株式会社〔東京都〕	16,000百万円	100.00	建設機械の製造、販売
東日本コベルコ建機株式会社〔千葉県市川市〕※1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
西日本コベルコ建機株式会社〔兵庫県尼崎市〕※1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
成都神鋼工程機械(集団)有限公司〔中国〕※1	56,468千元	56.32	建設機械の販売、サービス
成都神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1	139,846千元	88.74	建設機械の製造、販売
杭州神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1	237,551千元	50.67	建設機械の製造、販売
成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1	437,994千元	75.95	リース業務
Thai Kobelco Construction Machinery Ltd.〔タイ〕※1	560百万タイバーツ	100.00	建設機械の製造、販売
Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd.〔シンガポール〕※1	11,113千米ドル	100.00	建設機械の販売
Kobelco Construction Machinery Europe B.V.〔オランダ〕※1	3,300千ユーロ	100.00	建設機械の販売、サービス

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Kobelco Construction Machinery USA, Inc.〔米国〕※1	2千米ドル	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	2,000百万インドルピー	95.00	建設機械の製造、販売、サービス
コベルコクレーン株式会社〔東京都〕	6,380百万円	100.00	建設機械の製造、販売
神鋼不動産株式会社〔神戸市〕	3,037百万円	100.00	不動産分譲、仲介、リフォーム、不動産賃貸
株式会社コベルコパワー真岡〔栃木県真岡市〕	600百万円	100.00	電力卸供給
株式会社コベルコ科研〔神戸市〕	300百万円	100.00	各種材料の分析・試験、構造物の評価およびターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売
神鋼投資有限公司〔中国〕	1,265,939千元	100.00	中国における事業統括会社
Kobe Steel USA Holdings Inc.〔米国〕	205千米ドル	100.00	米国における事業会社の株式保有

(関連会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ〔兵庫県尼崎市〕	8,739百万円	23.92	スポンジチタン・多結晶シリコン等の製造、販売
神鋼鋼線工業株式会社〔兵庫県尼崎市〕※1	8,062百万円	35.90	線材二次製品の製造、販売および各種構造物の建設工事の請負
関西熱化学株式会社〔兵庫県尼崎市〕	6,000百万円	24.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
日本エアロフォージ株式会社〔岡山県倉敷市〕	1,850百万円	40.54	大型鍛造品の製造、販売
株式会社テザックワイヤロープ〔大阪府貝塚市〕	450百万円	42.10	鋼索・鋼線・鋼撚線の製造、販売
PRO-TEC Coating Company〔米国〕※1	123,000千米ドル	50.00	亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司〔中国〕※1	700,000千元	49.00	高張力冷延鋼板の製造、販売
神鋼新確彈簧鋼線(佛山)有限公司〔中国〕※1	196,220千元	50.00	弁ばね用ワイヤーの製造、販売
Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.〔タイ〕	2,830百万タイバツ	50.00	特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売
無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1	92,010千元	44.35	圧縮機の製造、販売
神鋼商事株式会社〔大阪市〕※1※2	5,650百万円	35.08	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買および輸出入

(注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。

(注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。

(注) 3. 当期において、Kobelco Construction Machinery Europe B.V.、株式会社コベルコパワー真岡、神鋼新確彈簧鋼線(佛山)有限公司、Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.を新たに追加いたしました。

- (注) 4. 前期に記載しておりましたSRT Australia Pty Ltdは、重要な関連会社でなくなったことから、当期より記載しておりません。
 (注) 5. 当期において、当社は、株式交換によりコベルコ建機株式会社を完全子会社といたしました。なお、平成28年4月1日付で、コベルコ建機株式会社は、コベルコクレーン株式会社と、コベルコ建機株式会社を存続会社として合併いたしました。
 (注) 6. 神鋼特殊鋼管株式会社は、平成28年4月1日付で、コベルコ鋼管株式会社に商号変更いたしました。
 (注) 7. 神鋼神戸発電株式会社は、平成28年4月1日付で、株式会社コベルコパワー神戸に商号変更いたしました。
 (注) 8. 当社は、エヌアイウエル株式会社の当社保有株式のうち80%を、平成28年4月1日に神鋼商事株式会社に譲渡いたしました。同社は、平成28年4月1日付で、エスシーウエル株式会社に商号変更いたしました。
 (注) 9. 当社は、当社子会社および関係会社が保有する株式会社神鋼環境ソリューションの株式を平成28年5月12日に取得いたしました。この結果、議決権比率は80.24%となりました。

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況 (単位：名)

区 分	従 業 員 数
鉄 鋼 事 業 部 門	9,798
溶 接 事 業 部 門	2,564
アルミ・銅事業部門	6,296
機 械 事 業 部 門	3,664
エンジニアリング事業部門	680
神鋼環境ソリューション	2,187
コベルコ建機	6,287
コベルコクレーン	904
その他または全社	3,958
合 計	36,338

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,833名	224名増	40.0歳	17.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者1,164名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	60,627
株式会社日本政策投資銀行	46,355
日本生命保険相互会社	46,323
株式会社三井住友銀行	31,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,025
三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司	25,083
三井住友信託銀行株式会社	24,099
みずほ銀行(中国)有限公司	20,974
みずほ信託銀行株式会社	20,842

(注) 上記のほか、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、および株式会社三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて84,000百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

2.会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,643,642,100株 |
| (3) 株主数 | 220,011名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)	当社の大株主への出資状況	
			持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	127,110	3.49	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	118,677	3.26	—	—
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	107,345	2.95	6,744	0.71
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	101,189	2.78	—	—
株 式 会 社 三 菱 東 京 日 本 銀 行	64,669	1.78	—	—
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	52,329	1.44	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	46,477	1.28	—	—
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	45,533	1.25	—	—
双 日 株 式 会 社	45,016	1.24	2,024	0.16
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	43,148	1.18	—	—

- (注) 1. 当社は、自己株式2,121千株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
(注) 2. 株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であります。当社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式16,161,453株（持株比率0.06%）を保有しております。
(注) 3. 三菱UFJ信託銀行株式会社および株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社であります。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式8,704,020株（持株比率0.06%）を保有しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

① 取得株式

- ・ 単元未満株式の買取による取得

普通株式	122,015株
取得価額の総額	20,852,693円
- ・ 会社法第459条第1項および定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式	9,000,000株
取得価額の総額	1,680,918,000円

② 処分株式

- ・ 単元未満株式の買増請求により処分した自己株式

普通株式	8,573株
処分価額の総額	1,188,385円

③ 当期末における保有株式

- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,120,511株 |
|------|------------|

- (注) 当社は、平成27年10月1日をもって、株式交換によりコベルコ建機株式会社を完全子会社といたしました。株式交換に際しては、新株式の発行に代えて、自己株式12,032,000株を割当交付いたしました。

3.会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	佐藤 廣士	大日本住友製菓株式会社社外取締役
取締役社長 (代表取締役)	川崎 博也	
取締役副社長 (代表取締役)	檜木 一秀	機械事業部門長
取締役副社長 (代表取締役)	尾上 善則	鉄鋼事業部門長
取締役副社長 (代表取締役)	金子 明	アルミ・銅事業部門長
取締役副社長 (代表取締役)	梅原 尚人	監査部、秘書広報部、総務部、法務部、人事労政部、経営企画部、経理部、財務部、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、電力事業企画推進本部、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外拠点（本社所管）の総括、 全社コンプライアンスの総括
専務取締役	杉崎 康昭	全社技術開発の総括、環境防災部、ものづくり推進部、IT企画部の総括、 全社システムの総括
専務取締役	眞部 晶平	エンジニアリング事業部門長
常務取締役	輿石 房樹	溶接事業部門長
取 締 役	北畑 隆生	学校法人三田学園理事長、丸紅株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外取締役、日本ゼオン株式会社社外取締役
取 締 役	越智 洋	
監 査 役 (常 勤)	藤原 寛明	
監 査 役 (常 勤)	山本 敬藏	
監 査 役	佐々木 茂夫	積水樹脂株式会社社外監査役、岩井コスモ証券株式会社社外取締役、 日本取引所自主規制法人外部理事
監 査 役	沖本 隆史	新電元工業株式会社社外監査役、清和綜合建物株式会社監査役、 中央不動産株式会社取締役会長
監 査 役	坂井 信也	阪急阪神ホールディングス株式会社取締役、朝日放送株式会社社外取締役、 山陽電気鉄道株式会社社外取締役、株式会社阪神タイガース取締役会長、 阪神電気鉄道株式会社取締役会長

- (注) 1. 取締役北畑隆生、取締役越智洋の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 監査役佐々木茂夫、監査役沖本隆史および監査役坂井信也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注) 3. 当社は、取締役北畑隆生、取締役越智洋、監査役佐々木茂夫、監査役沖本隆史および監査役坂井信也の5氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。
- (注) 4. 監査役藤原寛明、監査役沖本隆史および監査役坂井信也の3氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役藤原寛明氏は、当社において、平成16年4月から平成17年3月まで執行役員財務部長を務め、平成17年4月から平成21年3月まで執行役員として財務部を、平成21年4月から平成21年6月まで執行役員として、平成21年6月から平成26年3月まで取締役として財務部および経理部を担当しておりました。
 - ・監査役沖本隆史氏は、株式会社第一勧業銀行および株式会社みずほコーポレート銀行に長年勤務し、平成17年4月から平成19年4月まで、取締役として銀行業務に従事しておりました。
 - ・監査役坂井信也氏は、阪神電気鉄道株式会社において、経理部門に長年在籍し、平成14年6月から平成18年6月まで、取締役として同部門を担当しておりました。
- (注) 5. 当社と丸紅株式会社、日本ゼオン株式会社、阪神電気鉄道株式会社との間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 6. 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 7. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日
取締役副社長	田 中 順	平成27年6月24日
専務取締役	粕 谷 強	平成27年6月24日

- (注) 8. 平成28年4月1日付で、地位もしくは担当が変更になった取締役の変更後の地位および担当は次のとおりであります。なお、当社は平成28年4月1日付で取締役の業務執行機能を明確にするため、地位の表記を一部変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
取締役会長兼社長 (代表取締役)	川 崎 博 也	
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	尾 上 善 則	鉄鋼事業部門長
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	金 子 明	アルミ・銅事業部門長
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	梅 原 尚 人	監査部、秘書広報部、総務部、法務部、人事労政部、経営企画部(除く輸送機材事業企画室)、IT企画部、経理部、財務部、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、電力事業部門、支社・支店(高砂製作所を含む)、海外拠点(本社所管)の総括、全社コンプライアンス、全社システムの総括
取締役専務執行役員	杉 崎 康 昭	社長付
取締役専務執行役員	眞 部 晶 平	エンジニアリング事業部門長
取締役専務執行役員	輿 石 房 樹	溶接事業部門長
取締役(相談役)	佐 藤 廣 士	
取締役 (非常勤)	檜 木 一 秀	コベルコ建機株式会社取締役社長

(注) 9. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年4月1日現在の執行役員の体制および担当は、次のとおりであります。

	地 位	氏 名	担 当
本 社	専務執行役員	森 地 高 文	秘書広報部、総務部、人事労政部（除く安全管理、QC支援）、営業企画部、建設技術部、ラグビー部支援室、支社・支店（高砂製作所を含む）の担当
	常務執行役員	三 宅 俊 也	全社技術開発の総括、環境防災部、経営企画部（輸送機材事業企画室）、ものづくり推進部の総括、技術開発本部長
	常務執行役員	河 原 一 明	経理部、財務部の担当
	常務執行役員	山 本 浩 司	環境防災部、人事労政部（安全管理、QC支援）、ものづくり推進部、鉄鋼事業部門技術総括部、システム技術部、技術開発センターの担当
	執行役員	大 久 保 安	監査部、法務部の担当、全社コンプライアンスの担当
	執行役員	勝 川 四 志 彦	経営企画部（除く輸送機材事業企画室）、IT企画部の担当、全社システムの担当、海外拠点（本社所管）の担当
鉄 鋼	専務執行役員	宮 下 幸 正	営業総括部、資材部の担当、営業全般の担当
	専務執行役員	水 口 誠	線材条鋼商品技術部、厚板商品技術部、薄板商品技術部の担当
	専務執行役員	柴 田 耕 一 朗	鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長
	常務執行役員	後 藤 隆	事業部門長付
	常務執行役員	松 原 弘 明	素形材企画部の担当、鋳鍛鋼事業部、チタン本部、鉄粉本部の担当
	常務執行役員	岡 欣 彦	厚板営業部、薄板営業部の担当、薄板分野海外拠点の担当
	執行役員	宮 崎 庄 司	神戸製鉄所長
	執行役員	永 良 哉	原料部の担当、企画管理部長
執行役員	西 村 悟	線材条鋼営業部の担当、線材条鋼分野海外拠点の担当	
溶 接	執行役員	山 本 明	生産センターの担当、企画管理部長
ア ル ミ ・ 銅	常務執行役員	加 藤 宏	企画管理部、原料部の担当、アルミ板事業の担当
	常務執行役員	藤 井 拓 己	鋳鍛事業、押出事業の担当、環境防災、安全管理全般の担当
	執行役員	磯 野 誠 昭	技術部の担当、銅板事業、ディスク事業の担当
機 械	専務執行役員	山 口 貢	事業部門長
	専務執行役員	大 濱 敬 織	圧縮機事業部長
	執行役員	竹 内 正 道	産業機械事業部長
ア エ リ ン ジ ニ ング	常務執行役員	森 崎 計 人	安全品質環境管理部、プロジェクトエンジニアリングセンターの担当、原子力・CWD本部の担当
	常務執行役員	石 川 裕 士	新鉄源本部、社会インフラ本部の担当、市場開発室の担当
電 力	常務執行役員	北 川 二 朗	事業部門長、企画管理部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報 酬		備 考
	支給人員 (名)	支払額 (百万円)	
取締役 (うち社外取締役)	13 (2)	548 (26)	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した取締役2名を含めております。
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	106 (39)	
合 計	18	655	

- (注) 1. 平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額は月額11百万円以内と決議いただいております。
- (注) 2. 取締役の報酬は業績連動型の報酬制度に基づいて決定しております。役職位毎の基準報酬額を、事業年度毎の全社および各事業部門の業績に応じて変動させることで、各事業に対する結果責任を明確にしております。
 なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。
 監査役については、取締役報酬などを勘案し、役割に応じた報酬を設定しております。
 取締役・監査役報酬は、それぞれ株主総会にて決議された限度額の範囲内において支給しております。
 決定方法としては、取締役の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査役報酬の方針は監査役全員の協議により決定しております。
- (注) 3. 役員賞与は支給しておりません。
- (注) 4. なお、本総会でお諮りしております監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役の報酬額について新たにご承認をいただくこととなりますが、あわせて、業績連動性の向上を目的とした制度への切替えをお諮りしております。加えて、企業価値の向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とした株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬制度の導入をお諮りしております。詳しくは本招集通知添付の株主総会参考書類21ページから24ページをご覧ください。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項および定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	取締役会および監査役会 における発言状況
取締役 北畑 隆生	15回中15回 (100%)	—	行政官としての幅広い経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。
取締役 越智 洋	15回中15回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。
監査役 佐々木茂夫	15回中15回 (100%)	27回中27回 (100%)	法曹界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。
監査役 沖本 隆史	15回中14回 (93%)	27回中27回 (100%)	金融界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。
監査役 坂井 信也	15回中12回 (80%)	27回中26回 (96%)	産業界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。

4.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	区 分	支 払 額(百万円)
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	105
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	522

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注) 2. 監査役会は、会計監査人の監査実施計画において、その監査範囲・活動内容が合理的に設定されていること、また、監査品質の維持、監査の効率化にも配慮しながら、適切かつ十分な監査日数と監査要員を確保していることを確認するとともに、取締役等から、監査報酬の決定方針および監査日数と報酬単価の精査を通じて報酬見積り額の算定根拠等について説明を受け、過去の報酬実績も踏まえ、その適切性・相当性を検証した結果、本年度の会計監査人に対する報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行ないました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デューデリジェンス業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）は、以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社および主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

② 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行なう。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策およびリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める「リスク管理基準」は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性や有効性の検証を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査役設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役会に社外取締役を選任する。

また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」および「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員および技監ならびに社長の指名する関係会社の社長および役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

⑥ 会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

関係会社は事業を取り巻くリスクについて、『リスク管理規程』に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行ない適切な予防保全策を立案する。

また、関係会社に対して、適宜取締役または監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営を管理・監督する。

さらに法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』『行動基準』の制定、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の整備を関係会社に対して求め、法令遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性の確保および指示の実効性の確保を図るため、その人事異動および人事評価等を監査役と事前に協議する。

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役、執行役員および使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、および監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会または監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行なうとともに、監査役事務局および特定監査を含めた当社の内部監査部門は、監査役会または監査役に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑩ その他監査役監査の実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(注) 上記は、当期において運用されたものであります。なお、本定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行をご承認いただきますと、内部統制システムの基本方針につき改めて決議する予定です。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組み

平成27年度は、「コンプライアンス委員会」を3回開催し、平成27年度のコンプライアンス活動計画の策定、コンプライアンス活動の実施状況のモニタリングなどを実施いたしました。

また、平成27年度のコンプライアンス活動計画に基づき、当社ならびにグループ会社の経営陣に対するコンプライアンス研修、各事業部門等の責任者・監督者、新任管理職や新規採用者など階層別に分かれた研修、法令教育を実施いたしました。加えて、国内外のグループ向けにも昨今の企業不祥事案をもとにした法令遵守研修を実施いたしました。

② リスク管理について

当社は、コンプライアンスに対する「感度」の高い組織文化を醸成することを目指して、「リスク管理活動」に取り組んでいます。具体的には、法令や社会の変化を踏まえた全社に共通するコンプライアンスリスクに加えて、各部門が、事業の中にあるリスクを独自に抽出・点検したうえで、各種の社内規程や、マニュアルなどを参照しながら、毎年、リスク管理計画を策定します(Plan)。次に、各部門では、この計画を実行し(Do)、点検し(Check)、翌年のリスク管理計画に改善点を反映させる(Action)という、一年ごとにPlan、Do、Check、Actionのサイクルを回す活動を行なっています。また、実効性を担保するために、各部門の一年間の活動結果を経営トップが確認したうえで、次年度以降の計画に繋げています。この運用は、グループ各社にも積極的に展開しております。

③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組み

事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」および「経営審議会」を開催し、各事業部門、当社グループの業務執行に対し多方面からの考察・関連な議論を行なうとともに、経営審議会で審議した事項を、取締役会に決議事項もしくは報告事項として上程いたしました。

このほか、経営に関する重要な事項について情報の共有化および当社グループ一体経営・業務執行に必要な様々な知識の取得と適切な更新等の研鑽のための研修の場として「役員連絡会」を開催いたしました。

なお、当社は、さらなる監督機能の向上、適切なリスクテイクが可能な体制について、法令改正やコーポレートガバナンス・コード制定の趣旨なども踏まえて、「監査等委員会設置会社」への移行を平成28年2月に意思決定いたしました。

また、社外取締役の機能を最大限に活用すべく、経営陣の指名や報酬に対する客観的な意見の聴取、その他業務執行に関する情報の提供の場として独立社外取締役会議を平成27年12月から設置することといたしました。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

独立性の高い社外監査役3名を含む5名の監査役を選任しており、社内監査役は常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備とともに、経営審議会等の社内の重要な会議に出席し、事業所の往査に加えて、必要に応じて国内および海外の子会社から事業の報告を受けるなど、監査を日常的に実施しており、監査の状況および結果について、監査役会に報告し、他の監査役と情報の共有化を図っております。また、社外監査役は、その独立性を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明し、取締役会等に対して忌憚のない意見を述べております。

監査役は、代表取締役社長との意見交換を含め、すべての取締役と定期的に面談を実施し、取締役の職務執行の監査を行なっております。加えて、内部監査および会計監査と監査役監査の連携については、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画および監査実施状況等について意見交換を行なうなど緊密な連携を保っております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、監査の実施経過について適宜報告を受けております。さらに、監査役は、内部監査部門から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

(4) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

① 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引の中で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連等様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。また、平成25年5月に策定した「中期経営計画」で掲げた「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」としての取組み、すなわち「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的拡大」と「電力供給事業の拡大」を推進し、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」という当社の将来像を実現し、中長期的に企業価値の向上を図っていくことが、多様なステークホルダーの方々に対して企業としての社会的責任を果たすことにつながると認識しております。

このような観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに相当期間の交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループでは、中長期の経営指針として平成22年4月に策定した「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」の実現に向け、様々な取組みを続けてまいりました。さらに、平成28年4月には、素材系事業、機械系事業、電力事業の3本柱の盤石な事業体確立を目指す「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G+”』」を策定し、神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを神戸製鋼グループ像として目指すこととしております。当社グループでは、このようなグループ像の実現に向けて、まず、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底し、その上で、3本柱の成長戦略を一層深化させ、収益の安定と持続的な成長の実現を目指してまいります。

※「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G+”』」の内容の詳細は、当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成28年4月5日付「2016～2020年度グループ中期経営計画について」をご覧ください。

(ii) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

※ 内部統制システムについては47ページから48ページに記載しております。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成27年6月24日開催の定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、次のプラン（以下、「本プラン」といいます。）のご承認をいただきました。

【本プランの概要】

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、以下の手順を定めております。

(i) 本プランの趣旨

当社株券等の持株割合が20%以上となる当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでの間、および、当該期間が経過した後であっても、対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされるまでの間、当該大規模買付行為が開始されないことを確保するものです。

(ii) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性、合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と最低1名の社外取締役によって構成いたします。

(iii) 必要情報の提供

大規模買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて判断するため、大規模買付者に対し、株式取得の目的、買付対価の算定根拠、買付資金の裏付け、株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、独立委員会は、大規模買付者に延々と情報提供を求めなどの濫用的な運用は行いません。

(iv) 検討評価

独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を開示した日から、円貨の現金のみとする全部買付けの場合は60日間、これ以外の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間として確保いたします。

独立委員会は、この間、大規模買付行為の妥当性や対抗措置の発動の是非および株主意思確認総会の招集の是非を判断し、その検討の結果を取締役に勧告いたします。

独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものといたします。

※ 検討評価期間は、独立委員会が必要と判断した場合、最大30日延長可能といたします。

(v) 大規模買付行為がなされたときの対応

独立委員会の勧告を最大限に尊重し、取締役会が以下の基準のもとで判断いたします。

a. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、原則として対抗措置を発動します。

b. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合、取締役会は、仮に反対であっても、大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値を著しく損なうと判断される場合には対抗措置をとることがあります。

もっとも、独立委員会が、対抗措置を発動する条件として、株主意思確認総会を開催して株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合等においては、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きを実務上可能な限り速やかに実施し、当社は当該株主意思確認総会の決議内容を遵守します。

(vi) 対抗措置の内容

大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権の無償割当ての方法をとります。ただし、大規模買付者に新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものといたします。

(vii) 有効期限

平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとしております。

※ 本プランの内容の詳細は、当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成27年4月28日付「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

④ 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社グループにおける取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みです。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものです。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。本プランに定める手続きのいずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供していただくため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様へ保障するための手段として採用されたものです。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様への承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。加えて、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が対抗措置を発動する条件として、株主意思確認総会を開催して株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、当社取締役会は、当該判断を最大限尊重し、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について株主意思確認総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

本プランに定める当社取締役会による対抗措置の発効は、かかる本プランの規定に従って行なわれます。さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。